

【翻刻】鷺流間集（二）

稲田秀雄

前号（『山口県立大学大学院論集』5号）に掲載した「鷺流間集（二）」に引き続き、山口県立大学附属郷土文学資料センター所蔵の春日庄作自筆間狂言資料『鷺流間集』を翻刻する。今回の翻刻は、第二巻分（四十六丁表～八十四丁表）に相当する。今回をもって『鷺流間集』の翻刻は完結することになる。書誌については前号を参照されたい。

なお、今回翻刻分のうち、実践女子大学常磐松文庫蔵『問之記』に見えない曲目は、「賀茂」「老松」「和布刈」「籠」「兼平」「頼政」「朝長」の七曲である。中でも「和布刈」は、五人の鱗（魚目）の精が出る替間のかたちであり、現行大蔵・和泉両流にはない、珍しいものである。

【凡例】

- 一、基本的に原本に忠実に翻字することにしたが、読解の便宜上、以下のような措置を施した。
 - 一、漢字は原則として新字体に統一した。
 - 一、繰り返し記号（踊り字）については、二字以上の分は「く」、一字分は、漢字の場合は「々」、平仮名の場合は「ゝ」、片仮名の場合は「ゝ」に、それぞれ統一した。
 - 一、合字の「夕」は、「より」に改めた。
 - 一、句点を打つべき箇所は一字空きとした。原本に区切り符号が記されている場合はそのまま翻刻した。
 - 一、極端な当て字または誤字のため、その語の意味が分かりにくいと判断される場合は、正しい漢字を括弧に入れて傍記した。
 - 一、せりふとせりふの間は二字空きとした。
- 一、訂正（抹消・補入）のある場合は、訂正された本文のみを翻刻した。

- 一、語りアイ、特に居語りの場合は、問答・語り・問答に段落を分けた。その他、アシライアイの場合も場面によって適宜改行を施した。
- 一、演出に関する注記はおおむね二行割注になっているが、印刷の都合上すべて二行に統一し、ポイントを落とすこと示した。
- 一、役名はすべてポイントを落とし、右ヨセとすること統一した。
- 一、原本に節記号が付されている箇所は「」で括弧することによって示した。
- 一、問題のある箇所については、適宜注を施し、その内容について末尾に記した。

【翻刻本文（承前）】

鷺流間集目録

- | | |
|-------|-------|
| 一 御裳濯 | 二 賀茂 |
| 三 竹生嶋 | 四 老松 |
| 五 和布刈 | 六 白楽天 |
| 七 籠 | 八 兼平 |
| 九 頼政 | 十 朝長 |

一 御裳濯

去ル程に内外の大神^ニ付目出度子細数多御座とは申せども中も此流れを御裳濯川と名付シ事は仁王十一代垂仁天皇ノ息女大和姫の尊ト申し奉る

ハ神成るによつて未タ御幼少之時より不思議の寄得様々ましまして忝も御神鏡ヲ御いた、き被成神の御鎮座によき所ヲ御尋子おわします程に国々在々を御めぐり有しか有時当国^江御出被成ニタ見浦より河路に付て御出被成し時皇女の御裳染よこれたるを此川^江に御す、きたまひしに仍て則御裳染川とは申よし承る 亦其頃是に田作りの翁居たるに神の鎮座に可然る所や有ると御尋子あれハ翁答へて申様はさん候此川上に人間共見えす何^ニもあやしき者の居たるか是ハ三拾万歳の間此山を守護し奉り候程に我等案内者致そふづると此川上に渴請申され下津岩根を敷參らせいと申 其時の田作の翁ハ今の澳王神有由承る 其折節此川を御通り有るに今ハ神路川と申 御越被成たる所を神か瀬と申ならわす 其刻アノ山を指して尋子御登り被成たるゆへ知るも知らぬ神路山ト渴仰仕候 誠に神慮ハ拜キテもあきたらぬ御事^ニ候 あ的神路の山より降り来^ル雨の音ハ春の小田の田た^タその種をまくに少^シもたかわず聞ゆるに仍て哥に千早振神路の山の村時雨種をまく成る神の代のと古哥^ニも有るよし承る 惣して風天のあまねく吹クとハ申せ共取り分^ク神路ノ山より吹きおろす嵐に草木を吹きなびきたるていは左ながら秋満作成る小田を刈る如く成るよし申伝へ候 南方神徳程目出度御事^ニ候 夫^レ付当社ノ御神非数多有る由^ニ候え共先^ツ我等の存するハ如此候

言語同断寄得成る事を仰せ候物かな 旁々御心中尊ウましますのミならずはる^レ御参詣被成たるを神の御納受有ツておき玉^ヲ明神仮りに人間とあらわれ声言葉をかわされたるかと存候間弥々神前^ニおゐて御祈念被成重ねて寄得を御覽なれかしと存

二 賀茂

末社神 三段之舞 来^テ乗^テ出^ル 将^テ東^ニ無^ク地^ノし日本衣キヤハン袴ク、ル
面登りヒケ 扇子持

か様に候者ハ、賀茂の明神に仕へ奉る末社の神^ニ候、さるほどに珍らしからぬ御事なれ共、我が朝は天地開^キビヤクノむかしより神国なれば異神国々に地^ヲしめたまひ、威光まぢ^ク成りとハ申せ共、中^ニも当社賀茂の明神^ハ王城の鎮守^ニて、天下を守り給ふ御神なれハ、一入^ル威光あらた^ニ御座候、

然るに、当社の御神躰は、此所に泰^ニの氏女ト申人の御座候らしいしが、第一式親に孝心深かく、其身正直^ニしてことに慈非深かく、神ヲ敬まいいつも川辺に立^テ出、なかれを汲^ミて神に手向られし其ゆへやらむ、有時水上^ニよ^リ白羽の矢一筋流れ来り、氏女の水桶にと^ッまるを、氏女は何^ニ心なく其矢^ヲ取りかへりて、我が家軒^ニ指^シ置^キたまへバ、かの泰^ノ氏女ハ主^ニなくして懐胎^シタモウヲ、我ながら不審^ニ思われけれども、其ま^ニに打^ッ過ぎたまうに、十月末に成りて玉の様成る男子をうみたまふ^ニより、せん方なくいたわりかしづきそたてられしに、其子三才はかり成る頃、御身の父々^ハいか成る人そとたわむれにとわれしかバ、其子軒にさし置^キたる矢にゆびざしたまへバ、其時不思議ヤかの白羽の矢鳴る雷ト成^テて天に上り、別雷の神とならせたまふ故、其御母子も神に祝^ヒ上^テ、上賀茂下賀中賀茂とて、賀茂三所の御神是也、

先ツ^レ是^ハは当社の御神徳の目出度子細、亦当社播州の室の明神ナ、同一躰の御神なれハ、室の明神ノ神職の御方、唯今此所^ニ御参詣之由申間^テ先ツあれ^ニ参り如何様な御方ぞ、ちとよそなから見申^ソうづづる、

誠にか様な目出度折からなれハこそ、まれ人の御参詣也、此度御目にか、らずば重ねて御目にか、る事ハ成るまい、扱かのまれ人ハどれに御座るか知らぬ、されハこそあれに御座る、扱々美々敷^ク成りかな、ヤれアノ中^ニ某^ノ此成りてハ出られまい、イヤくるしウ有るまい、只々参ツテ御礼^ヲ申上ウ ワキノ前^ニ行^キ片^ヒサ立^カツシテ 先ツ御礼^ヲ申上候、是ハ当社に仕へ奉る末社の神^ニ候が此所^ニ御参詣のよし承り、取る物もと^リあへず罷出^テ候扱而此所^ニ御滞留之間何ぞ御なくさみのうてハいか、な、何^ニぞ一曲仕ろうつるか、ヤア畏^レ候 立名乗り座^ニ行^キ イヤ一段の御機嫌に申上^テた、何ぞかなでウかと申上^テたれば、さすが室の神しよくの御方程アツテ、何^ニぞ一曲かなでウかと申上^テたれば、能^クト思^フめすやら、ほつくり^クとうなづかせられた、扱何^ニがなかなでウやら、イヤ某^ハ前方舞^ヲタ事^ハ有、いそいで是をかなでよウ

目出度かりける時とかヤア

三段ノ舞

両袖のつゆをとり大小の前^ニ行^キ小廻り両袖はなし亦掛^テ又ハヅシ左ノ手ヲ

サシテワキ柱ノ方行キ右ノ袖掛亦ハツシ夫レより目付柱行キ又袖ヲかけハツシ亦扇子ヲタ、ミシマ、目付柱サシヒキ夫ヨリ扇子ヲ下ケ大小ノ前行時亦扇子ヲ立テニサシ上ケ小廻リヲシテ扇子ヲ前打こみ広ケ上ケルが初段足指^テ ●●太鼓打合せる 夫レより亦扇子サシマワシノヨウニシテワキ柱ノ方行扇子サシ引目付柱ノ方行サシヒキ直様正面両手広ケノビアガリノ形シテ両手広ケ跡スタリ太鼓座ノ前立チワキ柱ノ方向キ亦脇正面同直様正面そろりト行キ目付柱ノ所行扇子ヲトリカエス 扇子シテ袖ヲ巻跡一タ足スタル 惣●●合セル二段 夫レより左飛右飛中飛ヒ 足指 ●● 夫より其ま、ニテ大廻り 大小の前立左右ズリ足 右而扇子カエシ右トリ直様サシ大廻り 大小ノ前立行キ小廻リシテ左右打上ケ太鼓テック 諷

へあらく目出度ヤめでたやナア かゝる目出度折柄なれハ我等か様成る末社の神もあらわれ出てよろこひ勇サミ是までなりとて末社の神く元の社ろ江かへりけり

三 竹生嶋

無地のし目キヤハン水衣袴ケル ガウシ頭巾 来條にて出

「か様に候者当社竹生嶋の明神に仕へ奉る能力にて候 去ル程に珍らしからぬ御事ながら我か朝ハ天地開イびやくはしめより神国なれハ異神国々に地しめ給ひいかウまちく成りとハ申せとも中も当社明神何事のおわしますかハ知らねども誠に我等ことき者のいのり申にかなわずと言ウ事のなけれハ神前のにぎわしゆまします事凡ならひたる神は御座なく候

先ツ是は当社が目出度子細 亦此度とウきんに御仕へ有御臣下の御参詣のよし承り取る物もとり合へず罷り出た 扱かのまれ人はいづれに御座るか知らぬ されこそあれに御座る 扱々美々敷い成りかなやれ 先ッあれ参り御れい申上ウ ワキノ前行カツシ片ヒサ立 「先ッ御礼申上候 是ハ当社に仕へ申能力にて候 此度の御参詣目度ウ候 夫レ付当社の御宝物の色々御座候か御目掛申そふつるにて候か」 「さらハ其宝物トヤラ見せてたまわり候え」 「畏て候

「イヤ一段之御機嫌に申上テた いそいで御宝物を御目かけ申そふづる 後見座行宝物ニタマノ竹玉しゆす水イ正盃す持テ出 ワキノ前持行カツシ 「いかに申上候

是すなわち当社ノ式タ又の竹にて候 得りと御覽候え トワキ見せる 「亦是か龍宮より上りたる宝じゆにて候 サアくいづれも御覽候え 扱而是か朝夕御かんきんの御珠数にて候 ちといた、かせられい ワキエイタ、カセル 「イヤ此方もいた、かせられい トワキツレエイタ、カセル 先ツ是にて御宝物ハ相すミ申候 亦当社おゐて岩飛の御神事ト申事の御座候が是をまのふで御目かけ申そふづるか」 「さらバ岩飛とやらむをまのふで御見せ候え

能「心得申候 ト名乗座行

さ有らハ岩トビをはじめふつる へ目出度かりける時とかあや 太鼓打切いてく岩飛はじめんとをく高キ所に上りりて見れハ日神月神てりか、やきて西にむかひて入日をおかみあふなそふ成る岩がんぜきよりく水そこにさんぶと入にけり

四 老松

さる程に、天満天神な御名ヲ官相丞と申奉り候が、御幼少の時分ハ都に御座候らしいしか、未タ幼キ時分より、御才覚ハ世に越へ、詩哥付きてもくらき事のましまさねハ、忝も醍醐天皇の御宇ニ、大臣の大將に成り給え共、去子細あり当国江御下向被成むとて、久し敷住、馴し紅梅殿を出させ給ふに、折節ころは二月の事なれハ、暁方の雲はれており忘れたる梅か香の、御袖に、移る間、東風吹かハ匂ひおこせよ梅の花。あるじなしとて春なわすれそ。と遊ばされ渡海をしのぎ此幸府江御着有り、誠に東風の吹くかせの便りを得て、一ト夜の内に此梅飛来るにより、すなわち飛梅の神とて名付給ふ、亦ッ色も一入に候えはとて、紅梅殿トハ名付まします、いづも京都にてハ、梅松を御手愛被成しゆへ、何とて松のつれなかるふぞと詠したまへハ、草木心なしとハ申せ共、とりわけ松は有けるそや、跡よりおひしたい来たるを以ツテ、老松の神トしよふじ申候、其後高山に登りたまえ、御付ケ文を棹の先に附てさし上ケ、七日の間つまたて、ぞ天に御誓と有れハ、黒雲おり下り巻物を取ツテ天に登り、正敷天満自在の神力を得て、節ツナガ間に御上洛有り、何とも思めすま、にほろほし、今に北野々天満大自在天神と、君も臣もかつかう被成、あらた成る皇城の鎮守

て候、是ニ仍ツテ上十五日都ニおわしまし、下モ十五日ハ此所に御座被成る、と申候、先ツ老松のゆわれ紅梅殿の御事、我等の存したるは如此候

五 和布刈

鱗カエ間 五人出 一鱗 二クラゲ 三ハマグリ 四タコ 五金頭

將軍鱗ハ 之通頭巾 クラゲ 之通頭巾 ハマグリ 之通頭巾 タコ 之通頭 之通頭
中 ハマグリ女 跡ハ厚板モギトウキヤハン袴ク、ル 来條ニ出ル 金頭ヲハ 之通

「か様に候者は長門国文字の浦に住鱗の情にて候 三人「エヘン
「イヤわこりよ達ハ何ニと思ふて是正御出ヤツタゾ
「イヤ某シハあまり此方かうれしそふに出さします 仍て何ニぞよい事でも有かと思ふてナ
ア 三人「其通りじや 二人「是まで 三人「つゞいて出た事しや 三人

「扱而は此度の様子を知らぬか 三人「イ、ヤ知らぬ 「夫ならハ語ツテ聞かせふ 先ツ下に居さしませ 三人「心得た 三人ゴトクニ正面ガツンアグラカク

「扱も珍らしからぬ御事なれ共此日ノ本は天地開びやくはしめより神国なれば異神国々ニ地ヲしめたまいていかうましく成りとハ申せども中ニも長門ノ国早友の明神な本地玉寄姫ニてまします 亦是に地ヲしめ給ふ住吉の御神も同海神ニて候 それをいかにと申むかし神代時分海中よりあらわれ出たまうあとのいそウヲ頓而勸請相成り末の代までも君を守護し弓箭ノ家を守り海舟の事ハ申スニ及ばず和哥の道にまで祈るに不叶と言ウ事のなきによつて神前の一入御威光目出度御事ニて有りしか夫ニ付当社におゐて年中御神事多シと言へ共中ニも十二月晦日の御神事とて当宮住吉の両社の御神事ニは寅ノ一天に松明ニ鎌ヲ持テ官主の海ニ入り給ふに龍神潮ヲ守護したまいせ来たる波も左右ニわかれて干渴と成る間官主殿半町ばかり海のそこニ人和布を三鎌刈りて元日に両社ニ備へ奉らる 其御神事今ばんに相当り候が当年ナ別而念の入らる、により龍神より和布にそへて海そのの珍珠そえらる、との御事ニ付我等も其供語に備へらりよウト思ふて出たか此方衆も何ニと有ぞ 二人「イヤ是ハ一段と願ウ所じや 何ニとぞ備えて下されい 二人「我等も友ニ神具に備へられておくりやれ 三人「先ツそれならは一同に備えらりよふ イヤ此方ははまぐり わこりよはくらげ イヤたこ房 エイ金がしら いつれも目出度ッそろふた さらに此よしを諷ヒニウ

とふて一同にとツトあみの袋ははいりこもふるを 二人「それハ猶々よからふ 三人「さらば身共から上ッ 三人「よからふ

かくて酒もかきく敷 打切 くみめはま栗りの乙ト具にしやくをとらせて大盃に急びくたひれてひらめキまわせは小鮎ゆとおもふて他れそいるかさよりてかれないをいなせいと申せハさはかりおふきかずの子供のせいごきすご足なかたこまてわニあしにあゆみよりおこせと成りてエイヤくトあじよくすかし汁もなまますもおしなへてくおしなべてあみのそこへぞ入にけり ノウくおりにやれく 参るく

六 白楽天

か様に候者は住吉大明神に仕へ奉る末社の神にて候 去ル程に珍らしからぬ御事なれ共我が朝は天地開闢のむかしより神国なれば異神国々に地をしめ給ひ異光ましく成りトハ申せども中にも当社住吉大明神ヲ君を守護し国家を守り給ふ 夫をいかにと申に唐の太子の貧客白楽天大唐にてさへ利根の者トいわれるほどの者也るが増して日ノ本はそくさんへんじの小国なれば定而智恵疎に有るべし 然は国城の人の心を計り見て随為此度ヒ渡り来るを住吉大明神ハ神通ウなれば御存被成彼ノ者を陸上テハあしかりなんと思召されいやしき釣りの翁と御身を現じ今の唐舟の辺りの海上に浮かみたまふをもろこし人は是ヲ見付てあれ成るハ日本ノ者かと言ウを聞々たまい扱而ハ心安とさせる智恵ニてハなし日の本の人を見て日の本の人がと言ウてとう程の鈍てハさしたる智恵も有るまじと思ひめされ我ハ日ノ本の魚翁成るが御身ハ唐の白楽天ニてましますかと御申有れば漢朝人は大ニ驚き我此國ニ初而渡ツタルにはや名をしりたるハ不思議成りと思われ 偕日ノ本ニハ何ニを翫給ふぞといわれしを扱亦唐土にてハ何事を翫給ふぞと御申あれは諸土ニハ詩ヲ作りて遊ぶよと言う程に日の本にてハ歌ヲよみ人の心を慰候ト仰せらるればそも歌トはいかひ天竺のれいもんの唐土の侍ふとし唐土の侍ふヲ以ツテ我朝の歌トス更は三国ヲやわらげさするを以ツテおふきやわらくる歌と書きて大和哥とよめりしろしめされてハ候え共翁か心を御覽為めかと御申あれバイヤそれニてハなしイテ目前の気色を侍に

作ツテ聞かせふとて青苔衣ヲ帯びて巖の肩にかゝり白雲帯ニ似て山の腰ヲ廻るジヤ心得たるか魚夫トいへるを亦明神は此心ヲ歌に苔衣きたる岩ほほさもなくてきぬきぬ山の帯ヒをするかなとかく詠し給ふを楽天聞て扱は賤しき魚翁成るか歌をよむ事きたひ成りト申けれハ我が朝ニて哥をよむ事人間な申スにおよばず鳥類畜類まで歌をよみ候其子細ハ孝元天皇の御宇に大和ノ国高間の寺の鶯ハ始陽不逢元本せいとなく文字に写シヤわらげみれハ歌に初春のあしたことば来たれともあわてそかゑる本との住家にとかく御申シ有るを楽天聞イヤ大唐ニて鳥るい畜るいなその歌をよみ侍を作りたるためしなし只々是よりおし戻らむト思ふ心をはや御存シ有り楽天暫ク御待ナ有レ海上に立テテ武かくをなして見せ申そふづるとて其俣御帰り被成たると申間ダあれニ参り唐舟の模様を見物致そふと存る

先ツいそいて参つづる いかにも利根第一の白楽天成りト言ウともりふじに日ノ本の智慧をはかる事ハ成るまいト存る 扱而彼ノ諸士舟ハとれに有るか知らぬ さればこそあれに見ゆる 扱々夥敷い鉢じや あの前出テ自然言葉をかけられた時に返答か出来まい 只々はより罷り帰へるふ 去りながら唯々帰るも残念なれば何そ一曲かなて申そふ

目出度かりける時とかや 二段の舞

アラ〜目出度や〜ヤナア もろこしが原も此所ニて酒宴中ばの春のけふ〜雲らぬ日影長閑にて君をいおふ千秋の鶴か岡の松の葉の散りうせすして正木の葛ら長居ハおそれ有〜ト罷り申仕りたい出ツしける末社の神の心の内ぞ勇々しき

七 箴

狂言上下 長上下ニてよし 初堂出後堂ニ入

「是は都ノ国須磨の浦に住者ニて候 今日た物さび敷折柄なれば一ノ谷の辺り出心をなぐさまはやと存る イヤ是成る御僧ハいつくよりいづ方ハの御通りの御方なれハ此所ニ御座候ぞ 是ハ東国方より出てたる者ニて候が方々ハ此辺りの人ニて渡り候か 心得申候 扱而御尋子被成度ニツ近ウ御入候え 物ヲ尋子度キ事の候 思ひめしよらざる尋子事ニて候え此所ニてトはいか様成る御用ニて候ぞ

箴の梅の子細亦是梶原源太景末の様躰御存ニおゐてハ語ツテ御聞かせ候え 「是ハ思ひもよらぬ事を仰せ候物かな 我等ハ此所に住者とは申せ共左様成る事ハ存せぬ事ニて候 さりながら初めたる御方の御尋子有を一円存せぬト申もいか、成はあら〜承り及ヒたる通り御物語申そふずる」近頃ニて候

扱も平家は水嶋二度のかせんに打チ勝ツテ三千余騎の兵わ者そし此一ノ谷を大手の木戸口と定めたまふ 源氏の方ニはのりより義経を大将として六万余騎をニタ手に分ケテせめよせらる、其時梶原平蔵景時同敷源太景すへ弟三郎もつ、いてせめ入る所に兄の源太景季は是成る梅の盛り成るを見て是こそ口今先キ掛をせんと思ふ子細ハ梅は諸花の咲かけを成す物なればよきずいそふ成りと心得一枝折りとらゑびらに差シ親子三人一同に打テ入りしが何とかしたりけんわすか五拾騎ばかりに打チなされわつと言ウて出ツル時兄の源太見えざりしかバ梶原は取ツテかへシ大音声に名乗る様は是ハ鎌倉の権五郎景政か末葉梶原平蔵景時とて老人同前の兵者ぞや平家に我と思わむ者有らバ此景時ヲ打ツテげんさんに入しよとの、しるを新中納言聞こしめし梶原東国にかくれなき兵者ぞや夫をあますな打テヤとて大勢の中江おいこみたまふを梶原ハかたき数万騎の中を立て様横さまくも手十文字にはせめくりたつねしかバ源太はのけ甲に成ツテた、かいかたき五人が中にとりこめられ二丈ばかり有たてを後になしおもてもふらずせめた、かうを見ていそぎ馬より飛ンテおり五人のかたきを三人打チとり式人の武者に手をおわせ弓取りハ引も掛るも時にこそよれとて親子三人一所に成ツテ引きけるが是を梶原が二度のかけとぞ今に申ならわすよし承り及ヒテ候 亦是成る梅の花を源太かおり取り取りゑびらにさ、れしが此花はたじると成ツテ誠に見る人かんじ申て有りたるよしニてそれより此梅ヲゑびらの梅と人々申伝へ候也 猶々源平のた、かひの次第数多有之トハ申せ共先ツ我等の存したるハ如此候也

八 兼平

長上下の目細サ刀 シテノ置タルカイ筆取 初堂出後堂ニ入

「是ハ江州粟津原の渡シ守ニて候 今日た某の渡番なれハ罷出往來の人

を舟に乗せて越サはやと存る ノウノあれ成御僧同ヒエおりやらハ舟にめされ候え 「是ハ向ふより越たる者」 「夫レハ亦との舟乗て御越しやつたぞ 惣して此所の大法にて人の舟を某のふこさつ亦某の舟を人にまかす事は致さぬか方々ハ御出家の身としてもうごばしおしやるか 「イヤノもうごは申さつ候 夫レ付ちと物を尋子度事の候近ウ寄ツテたまわり候え 「心得申候 扱御尋子被成度トハいか様成る御用にて候ぞ 「思召よらさる尋子事にて候え共此所にて木曾儀仲の御事亦今井の四郎兼平のよふたい御存におゐて語ツテ御聞候え 「是ハおもひもよらぬ事を仰せ候物かな 我等ハ此辺りに住むものトハ申せ共か様成る事ハ存せぬ事にて候 さりながらはしめての御方の何と思めての御尋子有を一円存せぬと申もいか、成れハあらノ承り及ヒたる通り御物語り申そふづる

惣而も木曾義仲は都に打ツテ登り禁中おも恐れずろうぜき有るを前ノ右兵衛佐殿聞こしめされいそぎ木曾のろうぜきをすめんと御舎弟頼義経を大将として六万余奇を打揃て被遣尾張の国より二手に分けて登るよしを聞々義仲は大キに驚き宇治瀬田の橋を引キはなし放軍兵ヲ分けてさしつかわさる 然りとはいへども東国より責め登る大將軍ハかばの御さふし則頼一騎同前の兵者ヲ揃都合其勢三万五千余騎近江国野路篠原に陣のとり又からめての大將軍は九郎判官義経名高き侍ヲ数多付られ以上式万五千余騎宇治の橋詰めに押しよせ給ふ され共橋板を引キ弘ヒシ間々のミ軍もならさりし所に数万騎の中より佐々木四郎高綱梶原源大景季等ヲ初メとして宇治川ヲ我もくと渡されしゆへ木曾殿都を持ツ事不可シテ兼平ト一所にうち死被成れんと思しめし瀬田をさして御下り有る所に瀬田ハ稲下の三郎重成かはからいて田な上の供御ヲ越サレゆへついに瀬田をふせく事ならされハ今井ノ四郎は主君ノ御事覚束なくおもひ都ヲさして登折節はたと義仲に大津打手浜にて行合ヒ兼平よろこび巻きたる旗ヲ上げれば落武者か三百騎程集り主君ハ最後の合戦を花やかに被成栗津の松原にて果給ひ今井の四郎ハ敵キの中割ツテ入馬の上にて自開いたされたるト申ス 先我等の存したるハ如此にて候

「念頃に御物語り候ものかな 尋子申も余ノ儀にあらず 方々以前に老人老人舟長ハの躰にて来られ便舟申候所木曾儀仲の最後の次第ト亦今井

の四郎兼平のよふだいい今旁々御物語り之通少しも違わす物語り申され其後何となく姿タ見失うて候よ 言語同断寄得成る事を仰せ候物かな左様にいつく共なく老人の来たられ舟ヲ渡そふづる者此辺りに不覚候扱は御僧は木曾の山家より御出テトあれハ今井の四郎兼平ノ亡魂俵りに舟人トあらわれ船を渡されたるかとすいりふ申候 余りに不思議成る事にて候間暫ク是に御滞留成ツテ木曾殿兼平の御跡ヲ念頃に御用ヒ成ツテ重ねて寄得を御覧なれかしと存る 「我等も左様に存候間しばらく滞留申有難キ御経ヲモどくじゆし奉り重ねて寄得を見よふづるにて候よ 「御用事もあらば被仰候え 「頼ミ候よ 「心得申候

九 頼政

「是ハ宇治の里に住者にて候 今日た某ノ心指日にて候間平等院に参らばやと存る イヤ是成る御僧ハいつくよりいつ方エノ御通りの御方なれば此所ニ御座候ぞ 「御不しん尤にて候か方々ハ此辺りの人にて渡り候か 「さん候 「左様に候ハ先ツ近ウ御入候 尋子度事の候 「心得申候 扱御尋子被成度トハいか様成御用にて候ぞ 「思しめしよらざる尋子事にて候え共此所にて宮軍サノ次第亦源三位頼政のよふだいい存におゐてハ語ツテ御聞候え 「是ハ思ひもよらぬ事を仰せ候物かな 我等ハ此辺りの者とハ申せ共左様成事ハ存せぬ事にて候 さりながら初めての御方の御尋子有るを一円存せぬと申もいか、成れハあらノ承り及ヒたる通り御物語り申そふづる

「先ツ宮軍のおこりと申ハ源三位頼政の嫡子伊豆守中綱の星影ト言ウ名馬を持たれけるがあまり秘蔵いたされしゆへあたにも引出事なかりし間この下タト号シテちよふあいかかりなかりし所に其頃右大将宗盛卿聞付たまひ折々御所望被成れ共中綱身にかへておしく思ひ給ひ一首の歌に恋しくば来ても見よかし身にそふるかげおばいかてはなちやるべきトか様に歌で参らせらるゝを父の入道聞たまひたとへいか成る名馬ニても有れ左様に人のこいたまふを何とておし給ふそと色々教訓有りし程に力ら及ばずこの下タを進せられければ平大将斜めならず祝とたまいて内馬家にた

て、御手愛被成けるがされども延引の程をにくしと思しめされ他門一家の集会ともいわず其仲綱に鞍ヲ置テノ伊豆守を牽出してせめよなど、のたもふを源三位父子ハ伝へ聞二すいにしめて口惜おもわれ高倉の宮の御むほんをす、められし事か悪事千里と其隠れのふして宗盛聞付いかり給ふヲ亦大内にも聞こしめし以之外のげきりん有し程にときに有ウ世の習い成りしかば宮も都に御かないなくして治承四年五月中ノ四日によもすから三井寺入御被成しかば源三位父子も家之子郎等を引供しこふてうに音声寺参られし刻頼政の御内に理王瀧口ト申てかくれなき武のふ有りしがいか、おもわれけん都に菅人と、まりけるが六原参り何ととかたばかりけむ小かすげと言ウ名馬をたまわりぎおふ兼而よりこしたる事成ればあしたにかの馬に乗り三井寺はせ付伊豆ノ守かく語りし 頼政父子渡辺等に至るまで皆々喜祝のまへをひらきたると申 其ま、かの馬の尾かみをさり平ノ宗盛入道ト金やきをあて逢坂さして追とはなざりけれハ元より名馬ハつ、がなく六原来りしゆへ平大将此事ヲ聞付テ大キにいかり給ひ扱は儀王にたはかられるか何とそして生テドリせめよとて其ま、兵ヲ分テ差ツつかわさる、さ有によつて音声寺にてハふせぎがたく思われ南都の衆徒ヲ頼申さんと思召シ夜中ニ是迄御座被成て宇治橋の板を引きはなち源三位の一のい是有 其間に宮おバ大和へのけ奉ル 然りトハ言へ共平家の大勢いのがさじと追ツかけ来り始の程ハ互に勝負ハ見えざりし所に平家の方より名有る侍三百余騎川ヲ渡り責たりし間仲綱兄弟郎等ことくくうたれし刻頼政の入道ハ此平等院に在しがさすがの歌人なればしがひをせんと思ひたまは是成るしはの上扇子を敷おもれ木の花咲くこともなかりしに身のなるはてぞあわれ成りけると一首の哥を永し其ま、自がい被成たるよし承る さすが名將の果てたまひたる所なれハとて扇子の成りに芝を取り残し今是を扇子の芝下申伝へ候也 先ツ我等の存したるハ如此候也

念頃に語られ候ものかな 尋子申も余の儀にあらす 旁々以前老人の来たられ候間言葉ヲかわして候えは宮いくさの次第亦源三位頼政の様だい只今方々の御物語の通り少しも違わす語り申され其後しばし宿り申せとい、もあへず其ま、姿を見うしのふて候よ 、「言語同断寄得成る事を仰せられ候物かな 左様にいつく共なく老人の罷出名所旧せき語るへき者我等ハ此辺りにて不覚候 扱は御僧の御心中尊ましますゆへ一辺の御会向も

あづかり度思しめし頼政の亡魂仮りに老人とあらわれ声言葉をかかわれたるかと存候間暫ク是に御滞留成ツテ彼ノ御跡ヲ御用ヒナツテ重ねて寄得を御覧なれかしと存る 、「方々の御申如く余りに不思議成事にて候間暫ク是に滞留申有難キ御経おもどくしゆし奉り重ねて寄得を見ようづるにて候 、「御用の事もあらば被仰候え 、「頼ミ候よ 、「心得申候

十 朝長

ワキ呼出ス 狂言上下 ソノ跡ヲ付テ出太鼓座付

ワキ「いかに此内案内申候 、「誰にて渡り候ぞ 、「此所おゐて朝長墓所御存おゐてハおしへて給り候え 、「さん候 朝の御墓所はあれ成る森の内に塔波の余多御座候中も新シキが朝長の御墓所にて候 則ちあれ御出有ふつる 、「御おしへ祝着申て候 、「さ有らバあれ参り尋子申そふつるにて候 御用の事もあらバ被仰候え 、「頼ミ候よ 、「心得申候

生「いかに他れか有 、「御前候 、「あれ参り御宮仕へ申候え 、「畏て候 是ハ居ながら申也 生「アエト立ノ松にて 、「是レハいかな事 、「いつも旅人の御着なれば座敷をとりおけの此方江と申せなど、有るか此度ハ罷出御宮仕へ致トばかり仰せらる、がいか様成御方を御同道有たるぞ 近頃不審に存る 近頃不審に存、イヤはハさいせん御目に掛りたる御僧にて候ぞ 、「是ハさいせん御目に掛り人にて候か 、「さん候 我等は此家の主シに仕へ申者にて候か参りて御宮仕へ致せと被申る、により是迄罷り出て御座るか又唯今主シの参られたる御墓所はさいせん御尋子有し源家の大将義朝の御子朝長の御墓所にて候か則ち今日か御命日相当り御墓所参られたる所ニ夫より御同道有りたるハ義朝の御一門の衆か御ゆかりの御方かいか様只々人にてハ御座有まじくと存る間々唯々御名字御あかし候え

先ツ朝長ハ平治の夜軍に討負給ひわずかの勢ヲ引供シ東国の方を心がけて御落被成しが龍花越シハ逆木ヲ引かへ立テかひて横川法師五百人弓矢ヲはけて相待けるが大勢の中より差結引結はなつ矢に進々朝長の弓手の御膝口をした、かに射けるを其矢をぬいて事共せず御乗りかゑにめされ落

たまふに御供の人々も少々ハ有しかやがて御暇ヲ下され唯々八騎にて御落
 ナ有しか敵方かためき敷不波ノ関ヲバ越兼たまい夫より古セき掛リエ御
 越シ有ツテ此所まで御出有りしか廿八日のよの事なれハ暮らさハくらし雪
 ハふる ついに兵衛佐殿おバるじにて取り落したまひ漸々是はつかせ給ふ
 此家の主ハあさからずもてなし奉り候折節義朝被仰る、様は是より義平
 ハ飛驒ノ国_正行東山道を切ツテ登り給へ次男朝長ハ信州_正下り甲斐信濃の源
 氏共ヲ催_シ上らく有レ我ハ東国_正下り勢_ヲ付テ登り東海道を責めおとすべし
 と御意成サレシカバ頼て悪源太ハ飛驒ノ国ノ方_正山路を付イ而御越_シ有_さ
 有によつて朝長も父の仰せの如く被成ぬと思しめし候がろじにての御手おひ
 御なんぎなる上に寒サハさむしよウくの御事にて近江じをしがせ給ふ
 にすりはり伊吹キの大雪に御身もすくみ次第くに行歩も叶わせられず
 頼而帳台に入らせ給ひ御心静かに念仏を御濁被成御いたわしや廿二たら
 わせたまわであへなく御自害有りたるよし申候 さ有によつて義朝御なけ
 きの色見えけるがえしやじよふりハ浮世の習ヒト元より貴賤のへだてなけ
 れバ正清かいさめ奉り川舟に乗せ申野間の内海に移し奉り給ひしを舅の長
 田か心かわりして主君義朝之事ハ申_ニ及ばず鐮田までたばかりやみ
 くくと討れたまいたるよし承り及じて候 先ツ我等の存したるハ如此にて候
 「念頃に御物語り候物かな 尋子申も余之儀_ニあらず 愚僧ハ朝長のゆ
 かりの者_ニて候か怨敵の中をおハし_のき逢_々の所を尋子奉りて候よ
 「言語同断 扱は御僧ハ朝長の御ゆかり有れハか様にはるくの所を御下
 り給ふ事誠に寄得成る御事_ニて候間さ有らば是に御滞留成ツテ朝長の御慕
 提を懇に御弔とあれかしと存候 「旁々申さる、如く是もちくうのゑん
_ニて有ふつる間一夜の宿り給り候え 彼ノ跡を弔わ申候よ 「心得申候
 左様_ニ候ハ、長_ニも其よし申聞せ我等も是_ニて聴聞申そふつる 頼_ニ候よ
 「心得申候

(第一巻終り)

(「驚流問集」完)

(注1) 「靈神」とあるべきところ。「靈」の異体字を「異」と読み誤つ
 たか。

(注2) 「こそ」に朱の傍線あり。

(注3) (注1) に同じ。

(注4) 「水上」とあるのを貼紙にて「水そこ」に訂正。

(注5) 「ウ」をミセケチとし、「二」に改める。

(注6) (注1) に同じ。

(注7) (注1) に同じ。

(注8) 「申せ共我等の」とあるうち、「我等の」をミセケチとする。